

●給与上手くんα ProII / 給与・賞与 Version 10.501

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 厚生年金の等級追加（令和2年政令第246号）への対応

- 厚生年金の標準報酬月額区分の上限が第31等級から第32等級（650,000円）に引き上げられます。（法第20条第1項、令第1条）
※健康保険の最高等級は現行の第50等級（1,390,000円）で変更ありません。
- 標準賞与額の最高限度額は現行と同額の150万円です。（法第24条の4第1項、令第2条）
- 9月分保険料の標準報酬月額が620,000円で、かつ、その基礎となる報酬月額が635,000円以上の場合は、9月分保険料から標準報酬月額が第32等級に改定されます。該当者について事業主等からの届け出は不要です。（法第100条の15、令附則第2条）
- 適用時期：令和2年9月1日～（公布日：8月14日、施行日：9月1日）

◆ 新型コロナウイルスの特例改定への対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合、標準報酬月額を通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定することが可能となりました
※申請は「被保険者月額変更届（特例改定用）」に申立書を添付します。
通常の月額変更届とは異なるため、下記日本年金機構HPより様式をダウンロードしてください。給与上手くんαシリーズでは様式の対応はしていません。

日本年金機構HP：
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.html>

◆ バックアップ・リストア業務で保存先として外付けHDDに対応いたしました。

◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理db【給与計算】(VERSION:10.501)の変更点”を参照してください。

❗注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:10.501）の変更点

厚生年金の等級追加（令和 2 年政令第 246 号）への対応

《概要》

①厚生年金の標準報酬月額区分の上限が第 31 等級から第 32 等級（650,000 円）に引き上げられます。
（法第 20 条第 1 項、令第 1 条）

※健康保険の最高等級は現行の第 50 等級（1,390,000 円）で変更有りません。

【改定前】

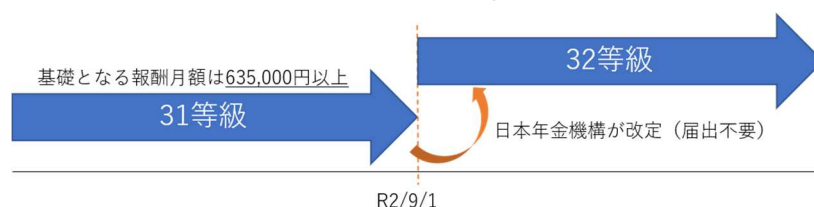
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第 3 1 級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第 3 1 級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第 3 2 級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

②標準賞与額の最高限度額は現行と同額の 150 万円です。（法第 24 条の 4 第 1 項、令第 2 条）

③9 月分保険料の標準報酬月額が 620,000 円で、かつ、その基礎となる報酬月額が 635,000 円以上の場合は、9 月分保険料から標準報酬月額が第 32 等級に改定されます。該当者について事業主等からの届け出は不要です。（法第 100 条の 15、令附則第 2 条）



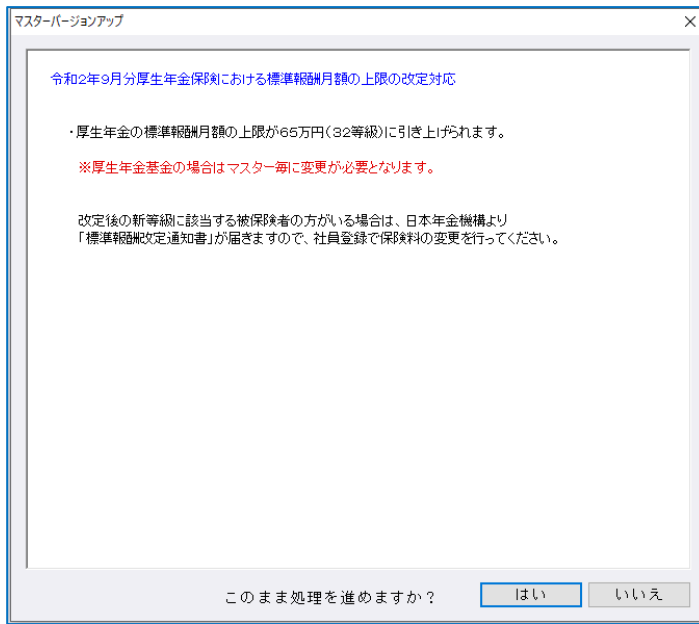
④適用時期：令和 2 年 9 月 1 日～（公布日：8 月 14 日、施行日：9 月 1 日）

日本年金機構 HP：

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202007/072002.html>

《対応内容》

- ◎当プログラムをインストールすると、既存マスターで初回業務選択時に下記マスターバージョンアップのメッセージが表示されます。



I. 登録・導入／社会保険料額表

1) 【厚生年金保険料】／政府管掌

- ①改正に伴い、下記のテーブルを追加しました。

・バージョン “システム：02年09月001版”

バージョン
システム：02年09月001版

設定 | 厚生年金 | 保険料額表

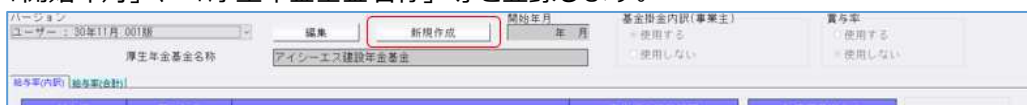
等級	標準報酬月額	報酬月額		一般の被保険者 厚生年金保険率 18.300%	
		円以上	円未満	金額	折半額
20	320,000	310,000	330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000	635,000	113,460.00	56,730.00
32	650,000	635,000	665,000	118,950.00	59,475.00

2) 【厚生年金保険料】／基金

- ①社会保険徴収月が令和2年9月以降の基金マスターを新規作成したとき、最高等級が第32等級で初期登録されるように対応しました。

■ 既存の基金マスターのテーブル追加手順

- (1)当画面の「新規作成」ボタンを押し、新規テーブルを作成します。
「開始年月」、「厚生年金基金名称」等を登録します。



(2) 「率編集」で、「厚生年金保険料」等の率等を登録します。

給与率 (%)	厚生年金 保険料	基金掛金	基本標準	加算標準	事務費	表作成の種別処理 (小数点以下)	加算標準掛金の 上限定額
加入員	91,500	2,000	2,000			第3位切り捨て	65
事業主	91,500	3,050	2,000	1,000	0,050	第3位切り捨て	
合計	183,000	5,050	4,000	1,000	0,050		

(3) 「額編集」に切替え、第 32 等級の枠を作成します。

「報酬月額／未満」欄に“635,000”を登録すると、最下行に“第 32 等級”が追加されます。

標準報酬	報酬月額	基金掛金 (基金分)			基金掛金内訳						
等級	月額	以上	未満	加入員	事業主	合計	加入員	事業主	合計	加算標準	事務費
23	380,000	370,000	395,000	760.00	1,159.00	1,919.00	760.00	760.00	1,520.00	880.00	19.00
24	410,000	395,000	425,000	820.00	1,250.50	2,070.50	820.00	820.00	1,640.00	410.00	20.50
25	440,000	425,000	455,000	880.00	1,342.00	2,222.00	880.00	880.00	1,760.00	440.00	22.00
26	470,000	455,000	485,000	940.00	1,433.50	2,373.50	940.00	940.00	1,880.00	470.00	23.50
27	500,000	485,000	515,000	1,000.00	1,525.00	2,525.00	1,000.00	1,000.00	2,000.00	500.00	25.00
28	530,000	515,000	545,000	1,060.00	1,616.50	2,676.50	1,060.00	1,060.00	2,120.00	530.00	26.50
29	560,000	545,000	575,000	1,120.00	1,708.00	2,828.00	1,120.00	1,120.00	2,240.00	560.00	28.00
30	590,000	575,000	605,000	1,180.00	1,799.50	2,979.50	1,180.00	1,180.00	2,360.00	590.00	29.50
31	620,000	605,000	635,000	1,240.00	1,891.00	3,131.00	1,240.00	1,240.00	2,480.00	620.00	31.00
32	0	635,000		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(4) 第 32 等級の金額を入力します。

保険料率を登録している場合は“再計算”ボタンを押下してください。直接金額の入力も可能です。

標準報酬	報酬月額	基金掛金 (基金分)			基金掛金内訳						
等級	月額	以上	未満	加入員	事業主	合計	加入員	事業主	合計	加算標準	事務費
24	410,000	395,000	425,000	820.00	2,050.00	2,870.00	820.00	820.00	1,640.00	820.00	410.00
25	440,000	425,000	455,000	880.00	2,200.00	3,080.00	880.00	880.00	1,760.00	880.00	440.00
26	470,000	455,000	485,000	940.00	2,350.00	3,290.00	940.00	940.00	1,880.00	940.00	470.00
27	500,000	485,000	515,000	1,000.00	2,500.00	3,500.00	1,000.00	1,000.00	2,000.00	1,000.00	500.00
28	530,000	515,000	545,000	1,060.00	2,650.00	3,710.00	1,060.00	1,060.00	2,120.00	1,060.00	530.00
29	560,000	545,000	575,000	1,120.00	2,800.00	3,920.00	1,120.00	1,120.00	2,240.00	1,120.00	560.00
30	590,000	575,000	605,000	1,180.00	2,950.00	4,130.00	1,180.00	1,180.00	2,360.00	1,180.00	590.00
31	620,000	605,000	635,000	1,240.00	3,200.00	4,440.00	1,240.00	1,240.00	2,480.00	1,240.00	620.00
32	0	635,000		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(5) 画面上部の“保存”ボタンを押し、登録して完了です。

(6) コンボボックスに追加されるので確認を行ってください。

II. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 社員登録

① 社会保険タブ

- ・新保険料改定年月に“令和 2 年 9 月”以降を入力すると「厚生年金保険 標準報酬月額／等級」欄に“650 千円／32 等級”の入力が可能となります。
- ・事業所に第 32 等級に該当する従業員がいる場合には、9 月下旬より日本年金機構から「標準報酬改定通知」が送られてきますので、社会保険タブにて等級の変更をお願いします。

● 当月が 9 月分保険料徴収月に・・・

a. 更新済：「従前」に登録

b. 更新未済：「改定(算定結果)」「改定(月変結果)」に登録

従前	
算定	令和02年09月 分保険料
790 千円	39 等級
650 千円	32 等級
	39,026
	25,478
	13,548
	59,475

改定(算定結果)	
算定	令和02年09月 分保険料
790 千円	39 等級
650 千円	32 等級
	39,026
	25,478
	13,548
	59,475

改定(月変結果)	
月変	令和02年09月 分保険料
790 千円	39 等級
650 千円	32 等級
	39,026
	25,478
	13,548
	59,475

※ 明細入力等で保険料を直接変更した場合は、次月には反映しませんのでご注意ください。

Ⅲ. 給与・賞与／入力・出力

1) 給与・賞与

- ①「ユーザー項目入力」で厚生年金の等級と標準報酬月額を入力する場合、社会保険料徴収月が“2年9月分”以降で32等級（650,000円）の入力が可能となります。

Ⅳ. 給与・賞与／算定・月変

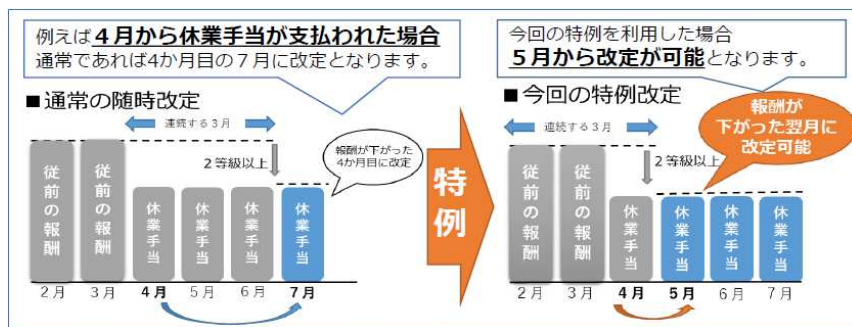
1) 算定基礎届・月額変更届

- ①本プログラムをインストール後に改定年月が“2年9月”以降の算定・月変処理を行うと、改正後の第32等級が反映されます。

新型コロナウイルスの特例改定への対応

「新型コロナウイルスの特例改定とは」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合、標準報酬月額を通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定することが可能となりました。



※受付期間は令和3年2月1日までです。

- ※申請は「被保険者月額変更届（特例改定用）」に申立書を添付します。
通常の月額変更届とは異なるため、下記日本年金機構HPより様式をダウンロードしてください。
給与上手くんαシリーズでは様式の対応はしていません。

日本年金機構HP：

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.html>

I. 給与・賞与／出力処理

1) 確認帳票／算定・月変対象者チェックリスト

- ①新型コロナウイルスの特例改定対象者がいるかのチェック機能を追加しました。
(1)令和2年マスターの処理月4～7月（過去月の場合は月移動で戻る）で算定・月変対象者チェックリスト業務を選択すると、出力対象に「月変（特例改定）対象者」が追加されます。

2年7月分（給与）

出力オプション

出力対象

算定対象者

月変対象者

全ての被保険者

月変（特例改定）対象者

- (2)選択した被保険者ごとに「従前の報酬月額及び等級」、「当月の報酬金額とそれに相当する等級」を出力し、2等級以上下がった社員に印がつかます。なお、本チェックリストは総報酬額のみを見て判定しています。支払基礎日数等その他の条件は加味しておりません。参考としてご利用ください。

月変（特例改定）対象者リスト							1 頁
処理年月 2年 7月分							
0000009 大阪商事（株）							
個人コード	氏名	従前の報酬月額	従前の等級	当月の報酬月額	当月の報酬月額に相当する等級	2等級以上下がった方	
000001	役員	1,150,000	46 (31)	200,000	17 (14)	*	
000002	役員兼労働者	790,000	39 (31)	1,300,000	49 (31)		
000003	常用労働者	500,000	30 (27)	500,000	30 (27)		
000004	パート	118,000	8 (5)	10,000	1 (1)	*	
000005	短時間労働者	200,000	17 (14)	200,000	17 (14)		

(補足)

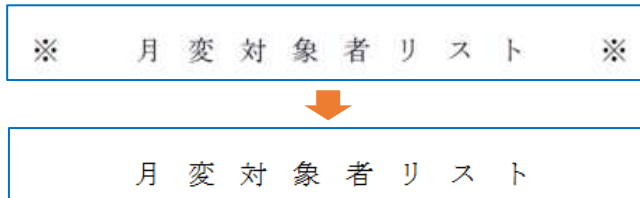
特例改定は事業主による急減月の届出と、改定への従業員の同意によって可能となります。
対象者全員の改定の必要はないので、特例の要・不要は各従業員ごとに決定してください。

改良

I. 給与・賞与／出力処理

1) 確認帳票／算定・月変対象者チェックリスト

②出力帳票のタイトル前後の「※」を取りました。



以上